

諮問庁：スポーツ庁長官

諮問日：平成30年2月27日（平成30年（行情）諮問第123号）

答申日：平成30年7月11日（平成30年度（行情）答申第168号）

事件名：「スタジアム・アリーナ改革推進事業②先進事例形成支援」に係る企画提案書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月25日付け29受ス庁第1132号により、スポーツ庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（添付資料省略）

本件処分は、採択先決定の稟議書が開示されたにもかかわらず、稟議書のうち5つの部分が不開示とされており、これは明らかに行政文書の開示義務違反であるから、法5条の規定に違反しており、違法である。今回採択先に決定された特定市は、同様の事項について添付書類のとおり開示しており、処分庁が不開示とする理由は成り立たない。

（2）意見書1

行政機関の長は、法5条により、開示請求者に対し、原則として当該行政文書を開示しなければならない。しかるに諮問庁は、理由説明書により、不開示情報妥当性について述べ、審査請求の理由として不適切なところがあるとし、技術審査委員会の採点者の氏名、役職及び契約締結前の契約予定額を公にすることは法5条2号、5号及び6号に該当するとして、公開を拒否している。

しかしながら、企画競争を実施するにあたっては、提案書の公正な審査を行うために審査委員会委員の氏名・役職を公募要領に記載するのは

当然のことであり，諮問庁の中で内密に決定されるのであれば，その決定に対して疑問がもたれることになる。本件の場合，書類提出の際にヒヤリングが行われ，担当参事官，参事官補佐，係長，後は民間の者が出席していたが，（中略）結果については，何の理由説明もなく，ただ，不採択との通知があっただけである。このため，技術審査委員による審査は建前だけで，ヒヤリングの結果を基に関係者のみで採否を決定，不採択を決定したという疑念が生じてもおかしくない。

最近行われた，特定県総合球技場の企画提案実施要領では，要領に審査委員5名の氏名・役職が明記され，また，審査結果については，審査年月日，評価基準・配点及び評価・審査結果，契約者の名称，契約年月日並びに契約金額等の特定結果表が特定県のHPに掲載されている。情報公開とはこのような仕組みをいうのである。

審査請求の際に，特定市の開示例を示したが，諮問庁は，整合性がなく不適切だと片付けられた。審査委員の氏名・役職等を公表することで，審査に対する信頼感が高まりこそすれ，外部からの圧力や干渉等を受けることなどによる意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の見解こそ，審査に対する公平性と信頼を失わしめるものであり，情報公開制度の趣旨を全く理解していないといえる。

総務省の情報公開・個人情報保護審査会も総務省HPで，委員名簿（氏名・役職）を公開することによって，その公平性・中立性を担保しているのである。

諮問庁は本年もまた，性懲りもなく，技術審査委員の氏名（役職）の記載のない，平成30年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業」公募要領・同審査基準を公表し，現在公募中である。

審査会におかれましては，前述の「特定県総合球技場基本計画策定業務委託企画提案実施要領」及び「特定市スタジアム・アリーナ改革事業計画策定支援業務委託募集要項」等類似事例を各自治体HPでご参照の上，情報公開制度の趣旨に則った答申を，諮問庁にされるよう要望する次第です。

（3）意見書2（添付資料省略）

ア 開示を相当する部分について

諮問庁の追加開示の部分は改めて検討する必要のない開示である。

イ 不開示とした部分に対する適用条項の追加について

諮問庁は，公募要領及び審査基準に記載の選定のための審査及び評価を行う審査委員会の委員とは別に，公募要領及び審査基準に全く記載のない，国の機関の内部における審議，検討又は協議に関する内部機関である「技術審査専門員」という採点者を補充理由説明書で新た

に設定している。

公募要領及び審査基準においては、技術審査委員会において、ヒヤリング及び書類選考を実施し、評価は評価項目及び評価基準に基づき、技術審査委員会の各委員が各々評価することになっている。しかるに、補充理由説明書においては、公募要領及び審査基準に何ら記載のない、事業の性質上専門性を有する限られた「技術審査専門員」という採点者が複数年にわたって事業の選定に関わると述べている。これは公募要領及び審査基準に記載のない機関であり、公募要領及び審査基準の明らかな改ざんである。

前回の意見書で申し上げたとおり、書類提出の際行われたヒヤリングの担当参事官、参事官補佐、係長、民間の者が、補充理由説明書でいうところの技術審査専門員という採点者であることがこれで明らかとなった。

審査請求人が開示をお願いしている技術審査委員会の委員の氏名及び役職が開示できないというのは、場合によっては委員会が実際に設置されていないのではないかと推測できないこともない。理由説明書の不開示理由である「意思決定の中立性が不当に損なわれる」、「今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす」は、公募要領及び審査基準を勝手に改ざんし、公募要領及び審査基準に記載のない技術審査専門員という採点者が闇の中で選定業務を行っている諮問庁の業務の遂行の仕方こそをいうのである。

ウ 終わりに

行政機関の長は法5条により、開示請求者に対し、原則として当該行政文書を開示しなければならない。企画競争を前提とする公募を実施するに当たっては、提案書の公平な審査を行うために、技術審査委員会委員の氏名・役職等を公表することで、審査に対する信頼感が高まりこそすれ、外部からの圧力や干渉等を受けることなどによる意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の見解こそ、審査に対する公平性と信頼を失わしめるものであり、情報公開制度の趣旨を全く理解していないといえる。

総務省の情報公開・個人情報保護審査会は総務省HPで、委員名簿（氏名・役職）を公開することによって、その公平性・中立性を担保しているのである。諮問庁が公募要領及び審査基準に記載のない採点者が提案書を選定・審査している事実と技術審査委員会の存在が疑われている事実について、審査会におかれましては、情報公開制度の趣旨に則った答申を、諮問庁にされますようお願いする次第です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、平成29年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業②先進事例形成支援」（以下「改革推進事業」という。）に係る採択先決定の稟議書等（本件対象文書）である。

本件対象文書の一部につき、法5条1号、2号、5号及び6号の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

(2) 不開示情報該当性について

法の定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めているものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるのか、又は開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではない（「詳解情報公開法」総務省行政管理局編）とされている。

こうした法の定める開示請求制度の下にあっては、本件対象文書には、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、外部からの圧力や干渉等を受けることなどにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることなどから、法5条1号、2号、5号及び6号に該当する。

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書には、当該事務担当者の連絡先に関する情報が記載されているものがあるが、これらについては、個人情報であることから原則不開示であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当する。ただし、同条1号ただし書イないしハに該当する場合について、開示することになっていることから、その該当性を検討する。

当該事務担当者の連絡先は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないことから、同号ただし書ロに該当しない。加えて、当該事務担当者の連絡先は、その職務の遂行に係る情報であり、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

イ 法5条2号該当性について

本件対象文書には、公募事業に対する企画提案に関する情報が記載

されているものがあるが、これらについては、法5条2号イ該当性を検討することとなる。企画提案に関する情報は、応募した法人等の着眼点やノウハウ等に関する情報が含まれており、みだりに競合他社等の関係者に知られたくない営業秘密等に当たり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

また、応募団体のうち、不採択となった応募団体名、代表者役職及び氏名については、法5条2号イ該当性を検討し、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

さらに、本件対象文書には、技術審査委員会によって審査した結果のうち、各応募団体に対する特記事項について記載があることから、法5条2号イ該当性を検討することとなる。特記事項には、応募団体の企画提案に関する情報に触れる内容でもあることから、法人等の着眼点やノウハウ等に関する情報が含まれており、みだりに競合他社等の関係者に知られたくない営業秘密等に当たり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

本件対象文書には、技術審査委員会後の結果通知が含まれており、通知文には、契約予定額が記載されていることから、法5条2号イ該当性を検討し、契約締結前の契約予定額は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

ウ 法5条5号該当性について

本件対象文書には、技術審査委員会における採点者の氏名・役職が含まれており、これは国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、法5条5号該当性を検討することとなる。技術審査委員会の採点者の氏名・役職は、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

また、技術審査委員会後の結果通知に含まれる契約予定額は、契約締結前であることから、法5条5号該当性を検討し、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

エ 法5条6号該当性について

本件対象文書には、技術審査委員会における採点者の氏名・役職が含まれており、前述した法5条5号に該当し、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等を受けることなどによる意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれとともに、同条6号に該当性を検討することとなる。

技術審査委員会の委員は、通年で公募事業に係る審査を実施しており、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後同様に行われる契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号に該当する。

(3) 原処分にあつたの考え方について

本件対象文書は、上記で述べたとおりの判断を行わざるを得ないところである。また、審査請求の理由について照合したところ、原処分では、不開示情報の内容及びその理由について6つに分けて回答をしている。

しかし、審査請求人からは、本件対象文書のうち、5つの部分について開示義務違反として請求がきており、その該当する箇所の特定ができない。また、特定市の開示情報について参照しているが、その開示されている内容は、本件対象文書で請求されている内容とは整合しない部分があることから、審査請求の理由として不適切などころがあると言わざるを得ない。

2 補充理由説明書

(1) 開示を相当とする部分について

ア 不開示とした部分のうち、担当者のE-mailアドレスについては、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから不開示としていたが、改めて検討したところ、公募の実施時等に、既に公になっていたため、追加で開示することとする。

イ 不開示とした部分のうち、通知文に記載している契約予定額については、契約締結前の額であることから、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、未確定の情報を公表することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条2号及び5号に該当するとして不開示としていたが、改めて検討したところ、同条各号に該当しないため、追加で開示することとする。

その余の部分については不開示を維持する。

(2) 不開示とした部分に係る適用条項の追加について

ア 不開示とした部分のうち、対象事業について審査・評価等を行う審査協力者である技術審査委員会における採点者（以下「技術審査専門

員」という。)の氏名・役職については、これは国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等を受けることなどにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、そのような事態の発生は、今後行われる同様の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号口に該当するとして不開示としていたが、改めて検討したところ、技術審査専門員の氏名及び役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、同条1号の不開示事由を追加する。

また、技術審査専門員の氏名及び役職は公にしておらず、公にすることを予定している情報ではないものであって、事業の性質上、専門性を有する限られた技術審査専門員が複数年にわたって事業の選定に関わることを想定していることから、国の機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示事由を追加する。

イ 不開示とした部分のうち、審査結果のうち、採点表に記載のある応募団体に対する特記事項については、応募団体の企画提案に関する情報に触れる内容でもあることから、法人等の着眼点やノウハウ等に関する情報が含まれており、みだりに競合他社等の関係者に知られたくない営業秘密等に当たり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するとして不開示としていたが、改めて検討したところ、当該部分は、技術審査専門員の具体的な評価内容そのものであり、これらの内容が公になった場合、今後の改革推進事業や同種の事業を実施する際、応募団体にその評価内容が知られるなど、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月27日 審議
- ④ 同年4月2日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年5月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年6月13日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑦ 同月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号口に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙2に掲げる部分を新たに開示するとしているが、その余の不開示部分については、不開示理由として、法5条6号柱書きを追加し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 改革推進事業に対する企画提案に係る部分は、公にすることにより、応募した団体等の着眼点やノウハウ等に係るみだりに他の団体等に知られたくない情報が明らかとなり、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 改革推進事業に不採択となった応募団体名及び代表者の氏名等は、公にすることにより、応募団体が改革推進事業に応募し、不採択となったことが明らかとなり、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 技術審査専門員の評価部分のうち特記事項部分は、応募団体の企画提案に関する具体的な内容であり、団体等の着眼点やノウハウ等に関する情報が含まれており、みだりに他の団体等に知られたくない営業秘密等に当たり、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、当該部分は、技術審査専門員の具体的な評価内容そのものであり、公にすることにより、今後の同種の事業を実施する際、応募団体の評価内容が知られることにより、今後の同種の事業に応募する団体が対策等を立てることが可能となるので、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 技術審査専門員の氏名・役職は、個人に関する情報であって、公にしておらず、公にすることを予定している情報ではないので、法5条1号に該当する。

また、当該部分は、事業の性質上、委員が複数年にわたって事業の選定を行うことから、公にすることにより、当該事務又は事業の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

オ 審査請求人は、意見書2において、諮問庁は、技術審査専門員という採点者が複数年にわたって事業の選定に関わると補充理由説明書において述べているが、技術審査専門員が選定に関わることは、公募要領及び審査基準に記載されていないので、公募要領及び審査基準の改ざんである旨主張する。

しかしながら、技術審査専門員は、改革推進事業の審査・評価等を行うことを目的に委嘱された有識者であり、技術審査委員会の構成員であるので、改革推進事業の公募要領に反するものではない。

なお、審査基準において、技術審査委員会の各委員という表現もあるが、ここでいう各委員は、技術審査専門員のことである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 不開示維持部分には、①応募団体が提出した改革推進事業に係る企画提案書、②改革推進事業に不採択となった応募団体名及び代表者の氏名等、③審査協力者の氏名・職名並びに④各委員（上記③の審査協力者）の評価部分のうち特記事項の記載が認められる。

イ 上記①は、応募団体が提出した改革推進事業に係る企画提案書の内容部分であるので、これらを公にした場合、応募した団体等の着眼点やノウハウ等に係るみだりに他の団体等に知られたくない情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記②は、改革推進事業に不採択となった応募団体名及び代表者の氏名等であるので、これらを公にした場合、応募団体が改革推進事業に応募し、不採択となったことが明らかとなり、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記②は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 上記③は、審査協力者の氏名・職名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。当該審査協力者について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該審査協力者は上記第3の2(2)で説明する技術審査専門員のことであり、技術審査委員会において審査・評価等を行うため、学識経験者か専門家などを対象に委嘱された者であり、氏名等は公表しておらず、公表する予定もない旨説明する。そこで、諮問庁から公募要領、審査基準及び技術審査委員会設置要項

の提示を受けて当審査会において確認したところ、諮問庁の上記説明を覆す事情は認められないことから、当該部分は、諮問庁において公表慣行があるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記③は法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 上記④は、技術審査委員会における採点者たる技術審査専門員が評価した具体的な記載内容部分であるので、これらを公にした場合、今後の同種の事業を実施する際、応募団体の評価内容が知られることにより、今後の同種の事業に応募する団体が対策等を立てることが可能となるので、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記④は法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号ロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 1 (本件対象文書)

平成 29 年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業②先進事例形成支援」に係る採択先決定の稟議書（下記の文書を含むもの）

- ① 応募団体名及びその団体の企画提案書
- ② 技術審査委員会による審査の結果
 - ・ 技術審査委員会委員名簿（氏名・役職等）
 - ・ 技術審査委員会の開催日時・場所
 - ・ 審査を行った応募団体
 - ・ 審査結果（評価項目毎の応募団体に対する各技術審査委員の評価点及び合計）

別紙 2（諮問庁が新たに開示することとしている部分）

企画提案書等の審査結果について（通知）中に記載されている担当者の E-mail アドレス及び契約予定額